

令和6年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月7日（木曜日）

10時00分開議

15時00分散会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	藤 崎 源 彦
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	野 村 安 夫	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	田 代 秀 喜
町 民 課 長	井 上 竜 一	医療保険課長	谷 脇 昭 仁
健康福祉課長	日 浦 けさお	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	片 岡 博	教 育 次 長	井 上 健 一
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	大 原 正 人

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	安 井 都
--------	---------	-----------	-----------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は通告順で配付しておりますとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号6番、片岡智準君の質問を許可いたします。片岡智準君。

○6番 議長の許可を頂きましたので、通告第1号の議席番号6番、片岡智準、質問をさせていただきます。

なお、質問に先立ちまして、能登半島地震で亡くなられた方のご冥福と、被災された皆様方の一日も早い復旧復興をまずご祈念申し上げます。

それでは、私から1点だけ質問をさせていただきます。

質問は、人口減少対策についてということで質問いたします。高知県は、令和6年度予算の中に人口減少対策を重要施策として位置づけ、多くの予算を計上する模様です。本町においても全く同様の現象が起こっており、本町は何を具体的に推進するのか、町長に問います。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えします。

高知県においては、今回新たに高知県人口減少対策総合交付金が創設され、県を挙げて人口対策に取り組もうとしております。

市町村が地域の実情に合わせて実施する人口減少対策を総合的に支援するとしていますが、ソフト事業が中心で、若者の増加、婚姻数の増加、出生率の向上、共働き共育ての推進の4つの交付対象事業に該当しておれば、市町村の裁量で活用できるものとしたものです。

なお、詳細は担当課長がご説明いたします。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 詳細についてご説明いたします。

具体的には、基本配分型と連携加算型の二本立てとなっております。基本配分型は人口割・均等割により算出されました金額を毎年全ての市町村に配分されるものでございまして、現時点で3つの案を考えてございます。

妊婦健診に係る交通費助成事業、地方と都市の交流人口・関係人口創出に向けた子供の体験入学事業、Uターン移住者の強化確保のための創業支援事業でございすけれども、当然県のチェックを受けますので、事業実施は6年度補正予算対応となります。

続きまして、連携加算型につきましては、県が掲げる目標（若者（34歳以下）の増加、出産数の増加）の達成に資する取組に加算するとした事業で、4年間通算で約5,000万円まで交付されますが、数値目標を設定した事業計画書を作成する必要があるとございまして、当然県のチェック確認後でないと事業実施ができないため、やはり6年度補正予算対応となります。

計画に盛り込む具体案は現時点ではございませんけれども、できる限り若者層が地元に残る、移住してくれることに直結するような施策をと考えております。

説明は以上です。

○議長 片岡智準君。

○6番 ただいま町長や課長から説明を受けました。

もう既にされていることの内容で説明を聞いたわけですけども、もうそれでどんどん、これ、減っていつているんですよ。ただ予算だけの問題じゃなくて、何か目新しい、これを目玉ということではほしいんです。

そこで、私なりに考えたことで、ちょっと提案も含めてさせていただきますと、人口の増加を促進するためには、基礎となる収入の確保が一番必要です。大企業などの存在が求められます。しかし、本町においては熊本県のように人口を急増させるための大企業を誘致する立地の条件もありません。

そこで私なりの提案をしたいのは、本町で唯一他より秀でているものは森林資源です。この森林を生かすことと、この森林に通じる道路開発、つまりは森林事業と土木事業を地道に推進する、これが本町を発展させる唯一の手段ではないかなというように私は考えております。道路を整備して山を自由に車が通れるような構造、県がソフト事業だけをやって、そんな問題で人口が増えるはずがないです。それで増えるのであれば、もう既に大体今、日本でされていることは韓国でやられ、一番韓国は今、人口増加が、減少している地

域です。もう既にやられていることが、それを再度同じことをまねろうとする、そんなものでは人口減少は歯止めがかかりません。

しかし、今年予算書を見たら、今年の予算書には随所に林業者やら土木事業者に対する手厚い補助がされております。それを見るとまずまずそれを地道に推進することが一番かなというふうに思っておりますので、補正の予算を編成するときには再度森林事業と、そしてそれに関連する土木事業、それを推進することこそが仁淀川町の発展、そうしたらいわゆる収入の確保、それなんかも容易になるんじゃないかなというふうに思っております。

仁淀川町でほかに熊本県のような誘致の条件があれば別です。そういうことがあれば、今熊本県はどんどんどんどん人口が増加しているはずですよ。かなりの、いわゆる収入源となる半導体企業の誘致により、皆が熊本熊本というようなことで今行っております。そういう事業があれば別ですが、ない限りは、もう一番仁淀川町の強みである森林資源を生かす活動、それが一番経済的にも裕福になり、皆さんが仁淀川町内にとどまる、あるいは出ていった方が帰ってこられる、そういう状況が出るのではないかなと思っております。仁淀川町が県の模範となってそれを率先垂範すると、それぐらいの意気込みでやってほしいと思います。

以上です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 片岡議員の再質問にお答えいたします。

県は人口減少対策を重要施策として人口減少対策総合交付金を創設しましたが、その交付金の創設に伴い、廃止した市町村向けの重要な補助事業があります。廃止となった補助事業を継続するにはこの交付金を充当する必要があるため、全ての交付金を新たな事業に充てることができず、苦慮をしているところではございますが、議員がおっしゃるとおり町独自の林業研修制度等がありますので、移住者を受け入れて、せっかく広い森林資源があるため、こういったものを活用して雇用の場にしていきたいと考えております。

○議長 荒木課長。

○荒木企画振興課長 補足説明でございますけど、今、町長のほうからも話ございました、林業研修制度の継続は重要と考えております。

また、この件につきましては、今現在、当初始めた頃から、28年度から実施しておるわけですけども46名の方が終了しております、定着率が現在67.4%とかなり高いものであると考えておりますので、引き続き実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長 片岡智準君。

○6番 3問目で、再々質問させていただきますと、今、町長やら課長から説明があったように、確かに林業研修生の定着率も非常に高いです。こういう状況は、人のいわゆる話、口づてで伝わっていると思います。それをどんどんどんどん大きく発展させていく地道な活動こそ、本当に求められるのが、私はこの人口減少対策じゃないかなと思います。

恐らく熊本県の半導体施策は、一定来ればあとはやはりじり貧になるような、増加増加ということはありません。一定の状況で人が来れば、もうそれ以上会社も要らないと思いますので、人は増加の方向へは行きません。

しかし、仁淀川町の森林はかなり広いです。木は間伐すれば、次は植林しなければいけません。その繰り返しですので、ずっと皆さん、人のいわゆる労力がなければいけませんし、永遠に私は続くと思うておりますので、ぜひ、先ほども町長からの答弁があったように、林業の研修生をどんどん入れ、そして間伐をし、漸伐をし、そして植林をするというこのサイクルを継続し、その支援を今後とも強力に推進してほしいなというふうに思っておりますので、ぜひよろしゅうお願いします。

以上です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 片岡議員の再々質問にお答えいたします。

町の基幹産業であります林業、これをどんどん推し進めていきまして、人口増というのは非常に難しいと考えますが、いかに人口減少を少しでも食い止めるか、そういったことで策を講じていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号9番、野村安夫君の質問を許可します。野村安夫君。

○9番 おはようございます。通告2号、野村安夫、議長の許可を頂きましたので、1点について質問します。

質問に入る前に、改めて能登半島地震で被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

能登半島地震を踏まえ、ライフラインの水、水道の重要性が、命の次ぐくらいに大事なものだと思っております。

さて、最近千葉県近辺では震度4、5前後の余震が続いています。また、四国内でも

度々余震が起き、南海トラフ大地震が近づいているのではないかと思います、気が気ではありません。

そこで本題に入りますが、坂本地区の水道工事が5割以下の進捗率で停止していますが、早期の着工・完成に至るまでの計画性をお聞きします。

そして、他の地区全体の耐震水道工事の進捗状況の説明をよろしくお願いします。

1回目は終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えします。

坂本地区の簡易水道耐震化等改修工事については、令和3年度と令和4年度において、管路の一部更新を行っております。残りの管路及び施設などについては、令和4年度に策定しました仁淀川町水道事業継続計画に基づき、令和9年度に工事に着手し、令和11年度に完了する計画となっております。

次に、他の地区の簡易水道耐震化工事の進捗状況ですが、令和4年度に名野川地区と寺村地区において管路の部分的な改修工事を実施しておりますが、いずれの地区も全体計画に対し、低い進捗となっております。

今後も交付金事業などを活用しながら、仁淀川町水道事業継続計画に基づき施設整備や改修工事を行い、耐震化を進めていきたいと考えております。

○議長 野村安夫君。

○9番 再質問いたします。

坂本の水道工事は本当に中途半端な状態だと感じています。地震が起きたら、大変住民は難儀いたします。執行部として、ほかの副町長、町民課長、関係していると思います。そして、池川の支所長、ひとつ意見をお聞かせ願いたいと思います。

2回目は以上です。

○議長 執行部。竹本副町長。

○副町長 野村議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど町長が申しましたように、4年度に仁淀川町水道事業継続計画というのを策定いたしております。町内全域、非常に大事な水道施設がたくさんございます。全体的な需要量、それから事業費を見ながら、計画的に順次進めていきたいと思っております。水道担当課とも十分に協議をしながら、満遍なく整備ができるように努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 大原池川総合支所長。

○大原池川総合支所長兼池川地域課長 ご質問にお答えします。

町長、副町長が申しましたが、仁淀川町水道事業継続計画に基づいて実施を進めたいと思います。

○議長 井上町民課長。

○井上町民課長 令和4年度から簡易水道については建設課に行っておりますので、ちょっと私、前任としてお答えしますが、確かに議員のおっしゃるとおり、耐震化は早く進めないかもしれませんが、限られた10年間の予算、10億の予算の中で、全部一気にやるというのはなかなか難しいので、順番にやっていかないかんで、お待たせしておると思いますが、その辺ご了承くださいたいと思います。

○議長 野村安夫君。

○9番 最後に、ツボイの手前の水源地の貯水タンクのある寄合地区から坂本地区まで1km前後ありますが、道路状況が非常に悪く、大型車両等、全ての車の通行が難儀しております。また、水源地の上流部の橋ヶ藪の道路、そこに亀裂が入っています。土石流がいつ起こるか分かりません。よって、水源地の貯水タンク及び配水管、送水管は十分な耐震工事が求められます。大地震が発生したときは土石流、土砂崩れが発生し、必ず道路は何か所、何十か所、通行できなくなり、寸断されます。求められることは、道路の耐震工事を実施しながら、併せて耐震水道工事を早急に切にお願いしたいと思います。

現在の状態では、10年経過しても全行程の工事は完了しないと思います。10年経過すると我が仁淀川町の人口が減少し、大変な状況になります。水道を利用する人も半減すると考えられますので、利用者の多い今、早めの対応、早期の完成を実行してもらいたいと思います。国の税金は、一個人のため、一会社のためにあるものではありません。住民一人一人のために使ってもらいたいと思います。

以上、最後の質問、答弁をお願いします。

○議長 神岡建設課長。

○神岡建設課長 ご質問にお答えいたします。

水道管の工事の耐震化についての優先順位は、先ほど言いました継続計画によって計画されておりますが、一応断水人口が多い地区とか、それから地質が悪いところ、それから断水率、断水が起こる可能性が高いところなど、それから施設、管路の経年劣化状況などを判断して、それから財政負担などを考慮して、8地区ありますので、全部1か所に集中

することなく、10年間ぐらいのスパンで優先順位をつけて計画してやるような、行っております。全て1か所、集中してやったほうがええという考えもありますが、まずは管路の耐震化を図って、施設はちょっと後になるんですが、徐々に耐震化していきたいと思います。経費が大変多いもので、やはり管路からやっていくということになっています。

それから、道路の耐震化につきましては、交付金事業などで合うものがあれば改良してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長 以上で野村安夫君の質問を終了いたします。

通告第3号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 おはようございます。通告第3号、7番、竹本であります。議長の許可を頂きましたので、本日は2点ほどについて質問をさせていただきます。

まず、生産年齢人口の減少対策ということですが、まさに今、県議会でも、先ほどの同僚議員が質問をした人口減少対策総合交付金についての議論がされています。この件については先ほど同僚議員が質問いたしましたので、詳細は触れませんが、同じ人口減少対策ですので重複するところはあるかもしれません。そこはご了承を願いたいと思います。

さて、国立社会保障・人口問題研究所の最も新しい将来推計人口（2023年12月公表）によると、仁淀川町の人口は今後2050年までにはさらに62.3%減少し、約1,800人となる見込み。その減少率は全国市町村の中で43番目に大きいという結果が出ております。

そして、日本の地域別将来推計人口、これ、令和5年の推計、2023年の推計ですが、これも国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の実年齢人口の推計は、2020年に1,790人だった人口は、2050年には600人という非常に衝撃的な数字になっております。そして、特に若い女性の減少が著しく、2010年に336人いた二十歳から39歳の女性人口が、2040年には167人。この数字は今やっているいろいろな努力をして、人口移動が収束、または落ち着いた場合の数字です。収束しない場合は110人になると予測されています。2040年に110人ということは、2050年には確実に100人を切ります。

こうした減少に歯止めをかけ、地域に若者が増えた持続可能な人口構造への転換を図るためには、今思い切った対策をしないといけないというふうに思います。従来のように広く薄く支援、投資をしていたのでは、衰退の速度はますます速くなると考えます。町として衰退の速度を少しでも遅くするためには、可能性のある事業に集中的支援、投資が必要

と思うけれども、どのような分野への対策が有効、必要だと考えるか、担当課長にお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 執行部。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

生産年齢人口減少対策といたしましては、雇用の創出が重要だと考えております。産業振興といたしまして、林業では林業研修制度を継続し、林業従事者増加を図っていきます。商工観光では、稼げる観光への転換を目指してまいります。また、農業における6次産業化の推進も図ってまいります。

併せて、移住していただくことが何よりも重要ですので、住居選択の幅をできるだけ多くしたいところでございます。町営住宅、住宅用地の整備も図ってまいります。また、Ｉターン・Ｕターン者の受入れ対策につきましては、空き家を活用した施策を中心として実施しておりますけれども、公営住宅の入居要件に左右されない形の住宅も増やしていきたいところでございます。このことにつきましては、今回新たに創設されました高知県人口減少対策総合交付金活用についての県との意見交換会でも、ソフト事業だけではなく、もっとハード事業に使えるようにと要望したところでございます。

説明は以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。

今課長が言われた事業は、今まで既に全てやってきたことなんです。やってきた結果がこうなんです。

そこで、先ほど言った思い切った事業、思い切った特化した部門に集中的にというのは、考える事業として、仁淀川町では林業、そして観光事業が挙げられると思います。しかし、林業については一町村で解決できる問題は少ないと思います。これは、非常に国の施策に影響されている部分が多いんです。

そこで、私としては観光事業に特化した支援が必要ではないかなというふうに思います。今、仁淀ブルー効果で多くの観光客が訪れてくれています。もうこの仁淀ブルー効果というのは、5年も6年も前から非常に多くの観光客が訪れてくれています。残念ながら、今までも何度も質問しましたが、多くの観光客がほとんど日帰り。それはなぜかという、宿泊施設がないから。ここ近年、アウトドアのアクティビティー施設、ジップラインとか、それからカヤックとか、サップとかいう事業者は出てきました。そのために観光客も増え

ております。宿泊施設がない、食べるところがない、土産物がない、お金が落ちる要素がないんです。ここにやっぱり特化して支援をしていくべきではないかなというふうに思います。

観光事業は裾野が非常に広くて、宿泊業、飲食、農業、林業、全ての産業につながってくると思います。お客が増えれば、それだけいろんな需要が出てきます。残念ながら農業の衰退は著しく、主力作物のお茶も後継者がおらずに風前のともしびとなってきました。観光客に連泊をしてもらい、仁淀川町産のおいしい農作物を提供することができれば、少しでも衰退に歯止めがかかるのではないかなというふうふうに思います。滞在型観光の体制を整え、1人当たりの単価の引上げをすれば多くの町民に恩恵が行く。まず受入れ体制の充実を図ることが必要だと考えます。

ひとつお考えを聞きたいんですが、それと昨年度本町を訪れた観光客の総数というのは大体つかんでおりますでしょうか。そこをお聞きします。よろしく。

○議長 荒木課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

今回の6年度当初予算におきまして、1つには、仁淀川町観光協会に毎年1,400万円ほどの補助金を出しております。今回、290万円ほどプラスアルファした要求をさせていただいております。この件につきましては、今までまちゆうで事業という名称で、町内の事業体さんと一緒に、どうやったら地元にお金が落ちる観光ができるかということですずっと考えていただいていたわけですが、いよいよ具体的に前に進もうということで予算措置をさせていただいております。

さらには、宿泊が大事ということで、確かにそのことにつきましては同意見でございまして、今回の6年度予算にゆの森の宿泊施設改修工事ということで、1つ要求させていただいております。さらには、池川地域におきまして民間事業者様から2件ほど、宿泊施設をしたいということでお話なども頂いておりますので、そういったところと協力しながらやっていきたいと考えております。

それから、観光の人数については、ちょっと今手元に資料を持っておりませんので、申し訳ございません、すぐにはお答えできません。

○議長 竹本文直君。

○7番 課長の答弁のとおり、確かに今年は観光協会への補助金も120万ほど増えております。

ただ、そういうことやなしに、観光客を受け入れるためには受入れ体制。ほとんどが車で来ます。電車が来ないから電車で来ません。全てが車です。もう数年前から提案している駐車場。全く進展がない。どかつと夏のシーズンにはどっさり車が来るのに、車をとめるところがない。それから、宿泊施設、確かにゆの森へ3室増室するということで予算がついていますけども、僅か3室ぐらいでは受入れはもう知れたもんです。今の宿泊人数の倍にはなりません。

せつかく今、民間事業者が宿泊施設をやりたいという声が出ています。実際にどこまで進展しているか知りませんが、具体的な動きもされているはずですよ。そういうところへ思い切って支援をすべきじゃないかということをお願いするわけですよ。広く浅くばらまいていたのでは、全くもう行き詰まってしまう。そこをひとつよく考えてやっていただきたい。ほんで、方向転換というか、思い切った対策というのはそういうことなんです。ぜひ決断してほしい。町長、いかがでしょう。

○議長 古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えします。

先ほども申しましたが、新たなアクティビティー事業が計画されております。宿泊とセットにした商品開発をしていきたいと考えております。

また、先ほども申しました、民間で新たな宿泊施設を予定されておりますので、県の補助事業等を活用しながら支援をしていきたいと考えております。

また、民間業者の宿泊場なんですが、その空きスペース、そういったスペースを利用して駐車場ということで、民間の方とも話を現在しているところであります。

以上です。

○議長 以上で1問目を終了します。

2問目に移りたいと思いますので、よろしくお願いします。竹本文直君。

○7番 2問目に移りたいと思います。この2問目も広く言えば人口減少対策ということになります。

先ほどの質問の中で、いろんな支援をしていくというお言葉を頂きましたけれども、ぜひ、もう今が最後のチャンスじゃないかなと。それこそ今来てくれている仁淀ブルーのファンの人も、もういつブームが去るかもわかりません。それはもう事実です。けども、今そこで施設を整えて心をつかめばリピーターが出てくる、そういう可能性は大きいと思います。いつ行っても駐車場もできてない、泊まる場所もない、食べる場所には難儀

する、これではもう嫌になるのは人間の常だろうというふうに思っております。

さて、続いて子育て支援事業ということで、担当課長さんのほうにお伺いしたいんですが、県も本腰を入れてきた子育て支援、本町は先駆的な支援事業をしまいにしました。他市町村にはない子育て支援、これ、ほとんど補助金ですけれども、お金はどっさり出しております。

けれども、人口減少、特に若者の減少に歯止めがかかっておりません。事業の見直しも必要ではないかと考えるんですが、どのように考えているか、これは町長にお聞きしたいと思います。

本町での、今、年間出生数は何人か。また、出産場所の医療機関、出産後の支援はどのような支援をし、十分な支援はできているか。また、本町から一番近い通所可能な産後ケア施設はどこにありますか。そして、産後通所型の施設を利用した実績はあるのでしょうか。このことについては担当課長にお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 執行部の答弁を。古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

国は、少子化対策として異次元の少子化対策を打ち出しています。これは基本理念があり、1点目、若い世代の所得を増やす、2点目、社会全体の構造・意識を変える、3点目、全ての子育て世代を切れ目なく支援するの3点が掲げられております。これらにより、児童手当の拡充、出産費用の保険適用化の検討などが行われており、今後においても国の動向を注視するとともに、スピード感を持って効果が実感できる対策を考えてまいります。

出生数などについては担当課長が答弁いたします。

○議長 日浦健康福祉課長。

○日浦健康福祉課長 現状について説明させていただきます。

本町の出生数は、令和4年度14人、令和5年度は出産予定も含めて19人となっております。

出産場所は、高知市内の民間の産婦人科、国立高知病院などの公的医療機関となっております。

出産後の支援としましては、居宅訪問、通所型・宿泊型の産後ケア事業と育児家事支援事業を行っています。

令和6年度からは、国県の補助事業を活用し、分娩施設に近い場所での宿泊代の助成を予算計上し、安心して出産を迎え、子育てできる体制づくりに取り組むこととしています。

当町が利用できる産後ケア施設は、宿泊型を高知市内2か所と契約しており、今年度2名が利用しました。

通所型につきましては、月2回、半日ではありますが、町の地域子育て支援センターで助産師が常駐し、母乳相談やお母さんが休息できる場所の提供を行っています。通所型につきましては、昨年度延べ60人が利用しておりまして、1回2人から3人の利用実績となっております。

説明は以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。

今、国ももうこれではいかんということで、国も県も本腰入れて、なかなか渋ってきたいろんな補助金を出してくれるようになりました。それはええことだというふうに思います。

そして、本町の出産は4年度が14人、5年度が予定含めて19人ということで、かなりな、まだ数字かなと。赤ちゃんが生まれているのかなというふうには感じます。

答弁のあったように、出産施設はもうほぼ高知市内となっております。そして、通所型への支援金は補助がありますけれども、通所施設はここにはないという回答だったというふうに思います。

産後ケア施設というのは、1歳未満の赤ちゃんを助産師に預け、母親は個室で休んだり育児相談をしたり、場合によってはゆっくりと就寝をしてもらうなど、母親の心身をリフレッシュする場所だというふうに理解をしています。

施設を運営する助産師によると、育児で自分の時間がなく疲弊し、孤立する。鬱や虐待を防ぎ、子供を健やかに育てるために、母親に元気になってもらう必要があるということ言われています。利用者の満足度が高く、自信と力をもらった、もう1人産みたいなどの声が上がっていると言っております。

本町には訪問型の施策、そしていろんな産後ケアのための補助制度はありますが、通所型施設はなく、利用するためには高知市まで行かなくてはなりません。これはとてもハードルが高い。家族にとっても本人にとってもハードルが高いのではないかと思います。

出産も同じで、全て高知市内、あるいはその周辺でお産をしています。自分の生活圏で出産場所、産後ケア施設があれば、仁淀川町から出ていく住民も少なくなるのではないかというふうに思います。

子育て支援として育児給付はもちろん、通学支援、保育料無料、給食費、18歳までの医療費無料など、数多くの支援をしておりますけれども、子育てにはお金だけでなく、その地域での子育て環境が非常に大切になってきます。これからは環境整備に力を入れるべきだというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。お聞きをします。

○議長 執行部。古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えいたします。

現在町が行っている本町の子育て施策については、国の異次元の少子化対策などで今後カバーされていく可能性があります。そうなれば、今までの財源で新たな子育て支援サービスが実施できることから、効果的な事業を模索し、準備しておく必要があらうかと思えます。

教育の質、そして福祉の向上など、居住するのに魅力ある施策を今後考えていきたいと思えます。また、準備しておかなければならないと考えております。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。

残念ながら、出産施設、産後ケア施設、本町にはありません。そして、残念なことに、産後だけでなしに、小学校入学するまでの間の子供を自由に安全に遊ばせる場所も非常に少ないです。やっぱりそういった環境。昔からある自然の風景、これも非常に素晴らしい環境ですけれども、やっぱりやぶになったばかりの場所で子供に遊べというのは、これは無理な話です。児童公園もありません。全て言いよったら大変なことになりますので、一つ一つやってもらえないんですが、ただ、まず出産、産後について今日は質問をしたいと思えます。

通所型の産後ケア施設をぜひつくってほしいというふうに思うんですけれども、これ、一町村の今の力ではなかなか厳しいだろうというふうに考えます。そこで、一町村で賄うには、資金、マンパワーなどの多くの問題があり、なかなか難しいというふうに考えます。例えば、近隣町村と合わせて計画すれば、可能性は出てくるのではないのでしょうか。このたび県が創設した人口減少総合対策交付金事業の趣旨にも沿った考えではないかと思えます。県の計画の中には、一町村だけでなく、近隣町村との連携も可とされています。佐川町、越知町、仁淀川町が連携して、できれば産科、そして通所型のケア施設ができれば、高知市へ頼っている現在よりも経済的、時間的、精神的な負担がかなり軽減をされるんだろうというふうに思います。生活拠点の近くで子供を産み、育てる環境を整えば、子育て

世代も安心をしてこの地域で生活をしてくれるのではないかというふうに思います。

一朝一夕には実現できません。県の総合対策交付金事業は僅か4年間の事業です。4年間でこれを全部準備してやるというのはかなりハードルが高いですけども、可能性を探る価値はあると考えます。ぜひ本町が主導して、佐川、越知に働きかけをしてはというふうに考えます。

具体的には、今佐川町に非常に大きな、建物としては立派な病院があります。その中にもし産科ができ、そしてほかの場所に通所型の産後ケア施設ができれば、出産も産後ケアも家族の負担はかなり減ってくるというふうに考えますが、町長、いかがでしょう。

○議長 執行部。町長。

○町長 町内に通所ケア施設というのは、なかなかこれは困難ではないかと思えます。

しかし、高吾北の広域町村事務組合、そして佐川町、越知町とも協議していき、事業が実施可能かどうか、そういったことで広域の事務所とも協議をしていきたいと考えております。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。11時15分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第4号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 議長の許可を頂きました。

初めに、去る2月末に義父を亡くされた町長には、大変お疲れのところ公務は避けられずこの場にご臨席を賜りまして、さぞご心労のことと拝察いたしましてお悔やみを申し上げますとともに、今後とも町民の福祉向上にご尽力を賜りたいと存じます。

前回も申し上げましたが、町長として唯一、改革断行のできる存在でございますので、私も議会議員として今後とも言うべきは発言いたしますが、町長には改革すべきは改革を実行していただきたく、今後とも期待をいたしております。

さて、今日のところは公務優先といたしまして質問をさせていただきます。今日の主眼の1つとして、本町のプロポーザルが公平公正に行われているかということも1つの主眼としたいと思います。

質問ですが、仁淀川町バス、スクールバス事業における業者の提出した第15期決算書に添付しておりました屋根付き車庫3棟を記載した財産目録は、令和4年11月24日の公の施設の指定管理者選定審議会へ提出されたものだとの総務課長のご答弁について伺います。

これが財産目録ですね。15期の決算報告書の後ろについておりました。条例を持ってきております。この屋根付き車庫3棟を記載した財産目録は、令和4年11月24日に行われた指定管理者選定審議会へ提出されたものだとの大石総務課長のご答弁についてですが、とうとう1年余りにわたって疑問点を質問し、やっと総務課長より屋根付き車庫3棟と書いていたもの、財産目録と言われるものは、選定審議会に業者が出されたものだとのご答弁を頂きました。

初めに町長にお伺いいたします。前議会の総務課長のご答弁では、「これは指定管理審議会に提出された財産目録であろうか」と思います。この財産目録は令和3年度末のものではなくて、令和5年度から指定管理を受けるようになった場合にこのような財産を予定しておりますという財産目録でありますので、ご理解いただきたい」とのお答えでした。大丈夫ですか。常識的にも未来の財産目録を出すようにはなっておりません。

前事業年度、今回の指定管理者選定審議会の場合、令和3年度の貸借対照表と財産目録を出すんです。先ほど見せた仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条、これを読ませていただきます。

（申請等）となっております、「条例第2条に規定する指定管理者の指定の申請は、次の各号に例示する書類を提出することにより行うものとする」とありまして、（1）からずっと並んでおります。（1）（2）（3）（4）（5）。この（5）というのが、「当該団体の経営状況を証明する書類」とございます。これのイ項、「前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類」と書いてございます。前段の「前事業年度の貸借対照表及び財産目録」とございまして、令和5年度という記述はございません。明文化されております。

つまり、大石総務課長のご認識では令和5年度のものだとのことですが、この同じ文書をもって令和4年11月30日の議会の全員協議会において、令和3年度の減価償却費の説明に使った文章であります。このときには屋根付き車庫3棟には触れず、除雪機はなく、総務課長のご説明に矛盾があると私は考えております。

つまり、この財産目録は選定審議会へ出したのだとすれば、このままだと選定審議会の委員の方からしたら、令和5年度に予定している財産目録だとは思わないですよ。思わ

ない。令和3年度、第15期の決算書の後ろについていれば、先ほどのこれですが、第15期の決算書の後ろについている。総務課長は建物は64万円とご説明をしておりますけども、車庫のことは言いませんでした。

(発言する者あり)

○5番 不規則発言。議長、注意してください。

この決算書の後ろについていれば、令和3年度の財産目録に屋根付き車庫3棟が書いてあると思うのではないですかというところまで言いました。いかがですか。この令和3年度の決算書の後ろにとじてある財産目録1枚には、年度や日付が入っていない。令和5年度からの予定のものだというのは、提出者が言っているだけではないですか、提出者が。どちらなんですか。令和3年度だとか、5年度だとか、矛盾してないですか。

提出者や総務課長が言うように、令和5年度なのか、15期の後ろにつけてあるから令和3年度のものなのか。これは選定審議会の判断に目に触れるものでございますので、大石総務課長は町長に対してどちらであると言っているのかお答えください。

1回目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

令和5年度からの財産目録の予定であるため、矛盾はございません。

○議長 大野直孝君。

○5番 予定どおりというか、5年度と言うとは思っておったんですけども、先ほども条例の施行規則を読んだんですけども、書いてないんですよ。施行規則には5年度を書けというのは書いてないんです。だから、申請書は前年度のものでなければいけないんです。なぜこれが5年度に見えるのか。

町長は部下の言うたことをそのままは言うんでしょうから、部下思いというのはいいんですよ。大変美德です。部下思いで、部下をかばうという点については、私は否定はしない。しかし、その部下が条例を守っているかどうかというのは、ちゃんと町長としては吟味しなければならないのではないかと私は思いますよ。そこは大事なところですよ。部下をかばうのはええけど。部下が業者を、例えば例ですけれどもかばってはいけません。だから吟味はしなけりゃいけない。今後とも部下は大いにかばってあげたらええと思いますけど、査定はしなきゃいけないです、査定は。

もう言いましたけど、町長は、おっしゃられますように、令和5年度のものだというこ

とですが、選考委員会で委員の方にちゃんと説明をされましたか。音声録音が残っているということですが、これは令和5年度に予定している財産目録ですよとちゃんと説明されたかどうか。選考審議会では音声録音されていると副町長がおっしゃられましたよね。これはその中で令和5年度に予定しているものですよという口頭での説明がなければ、委員さんはどのように思うと考えられますか。これは指定管理者選考委員会の録音を聞いてみれば分かることですが、おっしゃられたんですか、これ。ちゃんと説明されたんですか、5年度のもんですよ。これ、議長、テープ起こししてください、テープ起こしを。テープ起こしをね。

条例では、前年度の貸借対照表、財産目録を出さないといけない。そのところは先ほど読みました。条例施行規則の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則の申請等、これにございます。この文章はインターネットでも閲覧ができます。仁淀川町ホームページの暮らしのところを開けますと、例規集とあります。この中で、平仮名で言うところの「お」ですね。「お」というところを検索いたしますと、公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則が出ますので、この放送を見ている方は後でご確認いただけたと思いますけど、第3条でございます。

○議長 質問は簡潔に。

○5番 何や、1時間で構わんわ、1時間で。

○議長 いやいや、1時間あるけども、簡潔に分かりやすくやってください。

○5番 妨害しないでください、議長。

(発言する者あり)

○5番 不規則発言。大変この私の質問、町民の方は注目しておられますので、私も注目されるのはあんまり、苦手なんですけども、議会議員としてやらせていただくところはやらせていただきます。よろしくお願いします。簡潔にということですので、それにも配慮はいたします。

つまり、前事業年度の貸借対照表及び財産目録とは令和3年度のことなんですけど、どこにも令和5年度とは書いていない。指定管理者選定審議会の委員さんには、これは令和3年度に屋根付き車庫が3棟あるように見えるのではないかと。これは大変、このプロポーザルの公平性に問題が出てきますよ。この業者が悪いのか、それとも事前審査、これがあったのでしょうか。

事前審査、大抵やりますよね。事前審査は業者の違法な記述もあらかじめ防ぐことがで

きるんです、行政のほうが。その事前審査をやっているはずなんですね。この書類に不備があるのを単に見落とししたのかどうか。事前審査は誰が行ったのか。

これが3年度の財産目録だとすると何が問題なのかということですが、3年度末には減価償却ができるような、この業者の財産としての屋根付き車庫3棟はまだ存在していなかったんです。にもかかわらず、3年度の財産目録として提出された、指定管理者選考審議会へ提出された令和5年度からの業者との協定書の第35条、これは指定の取消しができるとの条項ですが、協定書の35条の（4）、後段を読みますが、「指定管理者指定申請書もしくは添付書類の内容に虚偽があることが判明したとき」とあります。

このように明文化されています。指定の取消しは明文化されております。この基本協定書、指定の取消しが明文化されておるんですよ。私が力入れなくても書いてあるんですからね。これ、総務課長、読めないはずないでしょう。そこを聞こうか。

事前審査、いつ誰と誰がやったかということと、指定取消しができるのではないかと、いうところを聞きたい。これ2番目よね。

○議長 執行部。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

事前審査をいつやったかということですが、詳しい日時というのはもう分かりません。

誰が審査したかという、担当係のほうで審査は行っております。

先ほど言うように、条例の規定につきましては、「前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類」とございます。3年度の財産目録をつけるよりは、令和5年度、こういうふうになりますよという未来のことが大切なんじゃないでしょうか。

以上です。

○議長 5番、大野直孝君。

○5番 未来が大切、大変ええこと言います。私もそう思いますよ。未来が大切なんですよ。だから、間違ったことは反省してもらってやったらええと思います。

ただいま、5年度、日時が分からんとおっしゃいましたが、日時は分かります。行政文書公開決定通知書、私が申請をしまして公開させていただきました。そうしたら、財産目録は載ってませんけども、申請したのは10月24日、1か月前です。ちょうど1か月前に申請を受け付けております。恐らくこの日が申請を受け付けた日であろうと。日時は分からんと言うてましたけど、担当がと言いますが、この指定管理は決算のときは担当とともに

総務課長と一緒にひっついてやっているということはお伺いしております。だから、このときもおったんじゃないですか、総務課長・おられなかったですか。それ、ここで言いたくないですか。

それやったら、これ、飛ばしていきますけど、今、ただいま総務課長は、これらに相当する書類であって、令和5年度でも構わないというようなご答弁でございました。未来のほうがいいと言いました。私も未来のほうがいいと思うのは賛成なんですけど、先ほど言いました、この行政文書公開決定通知書、これで公開を通知していただきまして、これに書いてありますが、いいですか、総務課長、よう見てくださいよ。業者が出した文章です。

当該団体の経営状況を説明する書類とございまして、この以降、前年度の貸借対照表及び財産目録とだけしか書いておりません。これを提出しますという目録なんです、業者の。どこにこの業者の目録に令和5年と書いていますか。あなたがそのときにおれば、これは違うでしょうと言えたんですよ。あなた、その場にいれば。そうしたら間違った文書を業者は出すこともない。1か月のうちに訂正できるんですよ。事前審査というのはそういうもんじゃないですか。あなた、事前審査のときにいなかったんですね。それは担当に聞けば分かりますけど。業者に出した申請書には、5年度からというのは一切書いてないんです。だから、これは虚偽の文書に当たりませんか。それぐらいにしときますわ。簡潔に終わってもらいたいんですか。

○議長 執行部。

ただいま大野議員の質問において、執行部より確認したい件があるようでございます。議会基本条例第8条第2項、執行部の反問を許可します。

事務局、時計を止めてください。

執行部、反問をお願いします。総務課長。

○大石総務課長 大野議員にお聞きします。

町民バス、スクールバスのご質問につきましては、もう1年以上となっております。現在町内には17施設の指定管理施設がございますが、なぜ町民バス、スクールバスに固執するのかお伺いいたします。

○議長 それでは、反問への答弁をお願いします。大野議員。

○5番 それでは、大石総務課長のご質問に答弁をいたします。

私は固執しているわけではございませんよ。大抵は執行部に任せております。ほかの議員さんも一緒。大抵のことは執行部にやらせていただいております。

ただ、ここが私、目についたというのはどうしてでしょうね。ちょっと私も、固執しているわけじゃない、ほかのところもやりゃええかなと思うけど、どうでしょうか、ちょっと私も分かりませんよ。何で固執している。1億円という金額。

○議長 反問ですので、それに対する。

○5番 答弁ね。

○議長 そうです。それは今の話をしてもいけません。

○5番 なぜいうて、けんど質問がこれやけん、なぜ固執しているかって聞いていますからね。17個あるんですか。いや、固執している意味は特にないですけど。ほかのもやりたいと思うてます。

○議長 執行部、今で分かりますか。

(「分かりません」と呼ぶ者あり)

○議長 それじゃ、再度質問してください。大石総務課長。

○大石総務課長 先ほど指定管理選定審議会の話が出ました。全ての指定管理施設につきましては、この選定審議会の協議の上で選定されております。そこでなぜここにこだわるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長 大野直孝議員、答弁。

○5番 ちょっと質問の意味が分からんですが、選定審議会の協議にこだわるか。ほんとで、先ほど言うた、一番最初にプロポーザルの選定の経緯にちょっと疑問があるということです。そういうことでいいですか。

○議長 それで総務課長、いいですかね。

執行部、答弁。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

問題ないと考えております。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終了します。

1時まで休憩します。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第5号、議席番号1番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○1番 議席番号1番、岡田良成でございます。議長の許可を頂きましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、能登半島の地震に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

議長にちょっと時間をお願いしたいなと思いますけども、今回の私の案件につきましてはバスの事業ばかりでございます。そしてまた、この議会に登壇される経過もちょうとお話を申し上げながら一般質問に入りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議会運営委員会がありました。2月27日です。そのときに、今回もう私は3回目でありますけれども、質問することはまずいというような内容のことから議論が始まりました。そこで皆さんの意見を聞いてみると、今の指定管理については業者がとっておるものだから、その指定管理料については何に使ってもよろしいというのが結論であったように思ひます。だから、私はその管理料を何に使ってもいいのかと。あるいはゴルフの会員権も構わんのかということもお伺ひしながら議論が始まりました。

私は、前回から申し上げているように、地方自治法という法律、皆さんもご存じだと思いますけども、もう一度朗読をさせていただきたいと。指定管理者に指定された団体は、経費、収支状況、管理の実態把握、毎年度終了後、町に報告をし、提出をしなければならないというふうな条例があります。

そんな中で全く委員会と私の思いがずれておるということで、いろいろその論議をした中で、議長からも、指定管理については相手に任しているものだから何も言えないというふうな、ここの的には話を聞きました。私は、土木業者の一般競争入札であれば言えないけれども、指定管理にはそんなものはないというふうな思ひを持っております。ですから今、何度も何度も質問してまいりました。

そしてまた、そういう意見を聞きながら、議長のほうからは、次は入札になると決まっておると、こういうお話もございました。

○議長 ちょっとすいません。その一般入札にするかもわからんというような、前の意見もあったということで私は話をしたのであって、そういうように受け取ったということは語弊があると思ひますので、私の失言かもわかりません。すみません。

以上です。

○1番 これは議事録に残っておりますので、私はそういう解釈の下で聞きました。

それは6月の5日ですか、常任委員会で決めたことかということで確認をしたことがご

ざいます。そういうことでありました。私と方々との食い違いがそこにあるわけであり
ます。

一例を申し上げましたら、委員長からは、指定管理料と議会の報酬と一緒にとまで言
われました。私は、物事の対照するに当たらない。指定管理料と議員の報酬と、物事を一緒
に考えとる。中学生にも至らない対照の言葉だと。

そういうようなことで、私は、先ほどもありますけど、昨年の4年度の11月の30日、協
議会からいろんなことに対していろいろと調べた結果、疑惑を持ちながら何度も何度も質
問してきました。

私はそういう長い半年の間質問した中で、本来なら、私が言っていることが間違いであ
れば仕方ないけども、生命保険だとか交際費だというものの指摘してまいりましたけども、
そのときに執行部が4年の3月の入札の時点で気がつけば、管理料の削減をしてもらいた
かった。それがあれば、私、もう何ら言うことはございませんでした。というのが私の経
過です。

質問に入らせていただきます。

今回の質問は、3点ほど質問させていただいております。

町民バス、スクールバスの3年度の1年間の地代家賃196万5,360円。まずこの内訳です
ね。指定管理料の内訳の答弁をお願いしたいと思います。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

この質問の内容を株式会社仁淀川マネジメントサービスに確認したところ、企業の内部
情報のため公表しないようにとの連絡があり、答弁は差し控えさせていただきます。

なお、以後の質問についても同様の答弁となります。

○議長 岡田良成君。

○1番 今、町長からご答弁を頂きました。

マネジメントサービス会社から内部資料は提出してもらいたくないというような話だと
思いますけど、私は、これ、当然のこと、執行部も地代家賃を幾ら払っている、あるいは
その事務所は幾ら払っている、これは1つの大きな公の契約です。これ、当然町民も知る
権利がある、我々も知る権利がある、私はこう思います。

そしてまた今、町長は次の質問も答えられないと。3点目も答えられないと、こういう
意見だと思いますけども、私はちょっと無責任じゃないかと、執行部は。これ、町民の大

事な税金なんですよ。1円とも間違ったら駄目な税金。時に今、町民の生活を見たとき、大変苦しい生活をしています。年金は上がる、もろもろ下がる、消費税は上がるというような状況の中、本当に皆さん、苦勞してやっています。だから、1円とも無駄な金はないと思います。

そこに対して、相手方ができんから答弁しない。私は世の中に通るかなと。これが町長の個人の錢だったらいいですけども、町民の税金です。町民に対する責任があります。だけど、これ、全部答えられない。町長としての責務を果たしよるか。町民が、前回も私、皆さんに個人でもの言うのは嫌だから、回覧で回しますよ、文書を。いろんな方々から町民の生活の苦悩を言ってまいりました、私は、聞きました。そしてまた、執行部を信用しよったと。私もいろんな苦情が来るかなと思ったんですけども、苦情は1件もありませんでした。激励と文書1通。

とにかく今のマネジメントの事業は、全部町民の税金です。税金を預かっている町長が、相手の会社から公表してもらいたくないと言えば公表せんと。私は、こういうときこそ町長が勇気を持ってええ悪いの判断をする。そしてまた、当然のこと、町民の立場に立って懇切説明をしていく、こういう町長であってほしい。個人情報だから、できんこと、あるんでしょう。でも、今これ、書いていますけども、私は今、ちょうど画面もありますので、どういう内容であつたら、説明しないということですけど、内容の要旨を読み上げます。土地の面積の代金、家賃、事務所、そしてまた、できれば敷地内の略図が欲しいというのが私の質問でありました。町長はできないと。そしてまた、全部できないから全部申し上げます。

2点目の質問でありますけども、賃借料の内訳。

これは、令和元年に73万2,668円、令和2年に7万2,728円。これはどこへ使ったかという質問でありました。私が考えるには、令和2年と元年だけ支払っておる、賃借料を。その会社にその2年だけ要るのか。どこへ使ったのを聞きたかったんですけども、答弁しないと、こういうことでありますから、順次全部ここで私が申し上げます。

そして、3番目、3年度の減価償却171万6,985円。この減価償却は何と何を減価償却したのか。あとの残存価格は幾らあるのかということをお聞きしたいということで、今回の質問を申し上げました。今、町長は一括して答弁をしないと、こういうことですので、分かりましたけど、資料を渡します。減価償却でどこをやっているのかということを知ったときに、この資料を見せろかなと思ったんですけども、もうしないということですから、

こういう資料をお渡しいたします。

これは、1枚目は薄っぺらでありますけれども、田村の本社の車庫ということで明記をされています。この車庫を、この日付、ありますけれども、2年の2月の19日、写真に残してきました、町長。これは、マネジメントの指定管理の車庫だと思うんですよ。その中には土木業者の資材があって、入っておる。

私は、今まで、先ほど総務課長が申し上げましたけど、この問題は1年以上です。したがって、会社もこういうことを言われておるということを、指摘はしておるとことは分かっていると思うんですよ。ですから、この時期にマネジメントの指定管理料を払っている車庫の中に土木業者の資材が入っておる。こういうことが、今までの指定管理料の中にいろんなもので含まれています。私が今、申し上げました。いわゆる除雪機、その中にも指定管理料を払っている期間内に土木業者が利用しよる。そしてまた、これも同じことです。

そして私はいろんなことをしてまいりましたが、相手方が信用できない。町執行部は、これ、チェックしてない、業務を怠っておる。証拠があります。それで私は今、指定管理について、開示請求を二十数回やっています。全部資料を持っております。

まず言えることは、執行部は管理について監視をすることを怠っておる。これ、どこへ出しても、これ、もの言えないですよ、こういう証拠が出たら。私はそう思います。

そして、もう答弁がないということですので申し上げます。先ほど申し上げましたけれども、2月の26日の議運のときに、ある議員から、なぜこのマネジメントだけ、あんた、やるよということを指摘されました。そのときには、協議から後にいろんな問題が出てきたからこういうことになったと、こういうことを申し上げましたけど、先ほど総務課長は、なぜマネジメントだけをやるよと大野議員に申し上げました。私は今、町長が素直にこの答弁に対して、素直に言ってくれるものだろうと思って、今日ここに登壇をさせていただきましたけど、答弁ができない。

今、なぜマネジメントだけやるよと、こういうことでありますけれども、私は仁淀観光に聞いてまいりました。領収書、何にも出します。相手の会社は今、マネジメント、全然よう出さん、領収書を。一切出さない。仁淀観光はいつでも出しますと。これが本当なんですよ。

そういう中で、実は町長から、この問題が出たのは、相談を、ありました。その言葉は、副町長もおった、あるいは総務課長もおりました。町長室で。この指定管理料について、

990万という報酬は高過ぎると。高知へ行ったら10万取られると。あるいは、それに対して、行ってもらいたいけども行ってもらえないと。どこか業者を探してくれないかというのは私は依頼を受けました。これは事実であります。

私は、それだったという、私は執行部がいいように、そうしたらどこか探してみようということで、ある会社を2件ほど当たりました。当たりましたが、その会社は今はようやらん。それじゃ、ある個人に申しあげましたら、一度考えるということで持ち帰ったんですけども、家族に相談したら、もうお父さん、やめときなさいということで、2か月ぐらいでその話が頓挫されました。しかし、私も頼まれたものがありますので、何とかやってくれないかということで話を申しあげたら、そうしたら何とかやってみようということで、その方は会社をこしらえてやったような経過があります。私は、このことを聞いてなければ、今までどおり決算が出れば採決に抵抗あって、中身が分からんところですから、手を挙げて済むのでしょうか。それは事実の話であります。

先日もその話に加えて、2月の1日、副町長ともその話をしました。こうだったよねと。こうだったねというのは、副町長もおりました、その場に。町長から頼まれたと。報酬が高い、こうだということの話を申しあげました。副町長に言うたら、それは選定委員会で決まったもんやからと、こういう、当然のことです、答弁、変わります。そこで私は、諮問委員会が決めただけども、最終決裁は町長だろうなというお話もしてまいりました。

もう1件、池川の安部の病院の下で、副町長は病院から自宅へ帰る途中にちょうど私は会いました。そのときも話をしました。その内容的なことは、具体的なことはあまりなかったですけど、こうだねということの話をして、1回だけ外で会いました。

総務課長は、外で会ったことはありません、言うたことはありません。その話は全部、町長、本庁の室ですね。話した経過があるから、私はこれについて一生懸命取り組んだ。ところがこういうことになる。

私は、相手の個人に迷惑かけました。しかし今、皆さんのとおりの、安全が大事ということで、それについては、取れだったことについては何も言いません。しかし、その内容の経過、こういうものについて調べた結果、現在のような質問をしようと、こういうことです。

これ、私がうそ言ったら、私も証拠を持っていますので、ある意味。全部は持っておりませんが、出せと言ったら出せます。それぐらいの、そしてまた今回は、この問題について、今日、私は頼まれたことを言われたら、1年、大方2年かかっています。

そういうようなことで今回は長い問題をやってきましたが、私は町民のために町民の税金を有効に使うてもらいたい。そしてまた、仁淀川町の将来のために改善をするものは改善して、これをこうしたらこうじゃない、見直しをするのはする、これが私は大事なものと思います。

だから、町長、私が言ったことについて、町長と話したことについて、反対意見があれば言うてもらった方がいいです。そして、副町長にしろ、あるいは総務課長にしろ、私が頼まれたことに対して、頼んでないということがあれば明確に言ってもらったら結構です。私はそれだけの資料を持っています。

だから、もう1点。

今も言うように、町長、この問題について率直にどう思いますか。今あなたは後の私の3点については答弁しないということですけど、この資料について町長自身のお考え、お聞かせを願いたい。今言う町長室で話したことについては、間違いなければ間違いのないという言葉でも結構です。あるいは、間違いのないということであれば、私が言いよったことに対して答弁は要りません。もし私が言うことが間違っておったら、総務課長にしろ、副町長にしろ、間違っておるということを明確に言ってもらいたい。そういうことで1点の質問を終わります。

○議長 執行部、何か。古味町長。

○町長 岡田議員の質問にお答えします。

まず、指定管理業者というのは、決められた金額内で業務を遂行していただくことが基本であります。安全管理の下、完全な運行業務がされていると思っております。

そして、除雪機の関係なんです、除雪機については今までの長い経営年数の中での収益から購入したものであって、特に問題はないと考えております。

そして、どこかほかの業者はないかとの会話があったということですが、そういったような会話は全くございません。記憶はありません。

そして、マネジメントの償却、今提示されたこの資料なんです、マネジメントの償却で処理しているのであれば、本来ならバス専用とすべきということは正しいかと思います。バス専用で使っていくのは正しいと思います。なので、言うたらダンプとかそういうのが本来入るのはおかしいんじゃないかと。それはそう思います。

○議長 竹本副町長。

○副町長 岡田議員のご質問にお答えいたします。

ただいま町長申しました、この車庫の件でもございますけれども、これは会社の財産であるとすれば、私どもはバス運営に支障がなければ、それ以外の使用することもあえてそれを止めるものでもないとは思っておりますので、これがバスの運営に支障があるということであれば、私たちとしても指定管理をした以上、何らかの指導等はしなくてはならないのかなというふうに思っております。

○議長 岡田良成君。

○1番 副町長、支障がないから、あるからじゃないですよ。指定管理料の中で、恐らくこれはバスは、相手のバスということで指名をして、管理料か、あるいは何かで支払いしているものですよ。だから、支障がないというのを見るんやったら、今日終わったら、これ、行ってください、何が入っているか。ワイヤーが入っている、ほかのものが入っている。常にこれ、置いている状態ですよ。

だから今、支障がないという、副町長ばあじゃないけども、町長、副町長、執行部、行って現状を見てください。これが、支障があるかないかというもんじゃないですよ。そういうところの答弁が悪いです。だから、見たときに、これ以下だったら注意する、こうするという答えぐらい。多ければ多いと、もうええわよというもんじゃないですよ。

副町長、そうで。だから、今日現場へ行って、明日、再開でどのような状況であったか答弁ください。町長、一緒に同行してください、総務課長。行って見てください、現場を。

だから、これはそういうような管理ではいかんです、執行部は。これ、恐らくこの車庫代も払っているでしょう。だから、オケラ置いて構わないよというもんじゃないよ。そして、この写真見ても、屋根が写っているけど、こっちの屋根が壊れておる。これ、恐らくダンブか何かで壊したんでしょう。バスは当たらないです。

だから、現場を見て、総務課長、言われんけど、ちょっと見てください。だから、本当にええことはええこと、悪いことは悪いこと、悪かったら注意する、直す、是正をしてもらう、これが大事です。町民が見ています、いろんなものを。だから、町長ともお話をしたけども、町民の生活は大変やのうというて、町長と話したことがあらあ。それなんです。だから今、もうちょっと町民の立場になって、行政のリーダーになってください。

3回目ですけども、私が言うことは常に相手の立場になって考えるということをお願いしたい。今、町長は、今私と話をしたことはありませんと言うた。それは人間で、いつか分かる。副町長にしてもそう、総務課長にしても、知らなきゃ知らんでいいけど、答弁がないものと認めてもらう。後で出たら困りますよ、言うときよ。その代わり、さっきも

言ったとおり、総務課長とは外で話をしたことはない、1回も。全部役場の中。竹本副町長とは、病院から帰りがけ、話をした。全部明記をします。これ、病院から帰りよる途中だった。そして、すぐ先日の2月の1日、話をしたということがありますのでね。しつこくは言いません。分かりました。

今、竹本副町長が、使っている、構わんよと、こういうこと言うたけど、もう1回、私のへ答弁、これを見ながら、この状態を見ながら答弁をください。

○議長 執行部、竹本副町長。

○副町長 先ほど私が申し上げましたのは、運営に支障がないというのは、ここ以外の場所に置いて、ここに置く以上に何か支障があれば、それはうちも指導すべき立場にあると思いますけれども、特に大きな支障がないようであれば、必ずここにずっと常駐しておかなければいけないというほどのことを言う必要はないのではないかと考えております。

○議長 総務課長。

○大石総務課長 質問にお答えします。

この写真の車庫なんですけれども、私の記憶では仁淀川マネジメントサービスと第一林組との間で倉庫の交換を行っていると、交換したという話を聞いております。

以上です。

○議長 小休します。

午後 1時33分 休憩

午後 1時33分 再開

○議長 小休前に引き続いて会議を開きます。

以上で岡田良成君の質問を終了します。

通告第6号、議席番号8番、若藤敏久君の質問を許可します。

郵送した通告一覧では、1問目の答弁者が担当課長となっておりましたが、町長でございますので、申し訳ありませんでした。

それでは、若藤敏久君。

○8番 議席番号8番の若藤でございます。発言の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、議会の権限についてお伺いをいたします。

本来なら、一般質問は執行部の政治姿勢をただすために議会に与えられた権限でございます。その点から考えますと、議会の権限を町長に伺うのは不適切で、的外れな質問であ

ることは重々承知をしております。

しかしながら、指定管理の町民バス、スクールバスの運行について、1年以上も同様の質問が繰り返されていることが果たして適正なのか、議会の権限と言えるのか検証をし、町民の皆様にも事実を知っていただきたく、あえて不適切な質問をさせていただきます。

議会は地方公共団体の最終意思決定機関でございます。仁淀川町の将来は議会により決定されていると言っても過言でありません。長の提案権に対し議決権、執行権に対し批判監視権と、持ちつ持たれつの関係でございます。

議決されていない案件には、長といえど執行できず、議会にも批判監視権はございません。この原則が崩れると、自治体に赤信号がとまります。町長はどのようにお考えでしょうか。

また、指定管理制度において議会の権限はどこまであるとお考えでしょうか、お伺いをいたします。

次に、2点目といたしまして、指定管理制度について大石総務課長にお伺いをいたします。

本町には17か所の指定管理者、管理施設がございます。その中で1年以上質問が繰り返されている町民バス、スクールバスの運行はどのような経緯で指定管理者が決定されたのか。

また、指定管理者決定後、管理料はどのような経緯で決定されたのか。管理料の決定は、当初予算に提案される金額以外、議会が関与した記憶はありません。関与していない案件には、議会といえど批判監視はできないはずであります。予算金額の内訳に議会が関与しておりますか。議会はどこまで関与しているのかお伺いをして、最初の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

地方公共団体における長と議会の関係については、いわゆる二元代表制が採用されており、長と議会の議員が共に住民の直接選挙によって選出され、両者が対等な関係に立って自主性・独立性を保ちつつ、その機能を発揮するものであり、相互の抑制と調和によって地方自治の適正な運営が期待されております。

それゆえに、若藤議員が言われるとおり、この原則が崩れると町政の停滞につながるとともに、町民への不利益が生じるため、非常に懸念するところでございます。

指定管理における議会の権限でございますが、まず公の施設の設置管理条例を設置、改

正及び廃止に関すること、次に指定管理者の指定、次に債務負担行為を含めた予算を定めること、及び指定管理施設に係る予定価格5,000万円以上の工事、予定価格700万円以上の不動産または動産の買入れなどが議決事項でございます。

また、指定管理業務に対し、必要があれば地方自治法第98条に規定する検査及び監査の請求権により監査等を求め、監査等の結果に関する報告を請求し、議会の監視活動に生かすために与えられた権限がございます。

また、一般質問で1年以上にわたり同じ関連の質問がございますが、本来であれば先ほど申しました地方自治法第98条の行使を行うべきだと思います。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

町民バス、スクールバスの事業者の決定でございますが、公募を行い、2者からの応募がございました。令和4年11月24日に公の施設指定管理選定審議会が開催され、選定委員6名による審議が行われました。

まず、2者からのプレゼンテーションを行っていただき、その後、協議を行い、事業計画も妥当であり、事故防止と安全管理も徹底されており、また利用者や非常時に柔軟な対応ができるノウハウを持ち合わせ、経験からも信頼が置けるという理由により、全会一致で適切に選定されました。その後、令和4年12月8日の12月議会定例会におきまして、議決を頂いております。

それを受け、株式会社仁淀川マネジメントサービスから、公の施設指定管理選定審議会に提出された管理に係る収支計画書を基に、町と当該業者との間において協議を行い、管理に係る収支計画書に記載されている積算根拠中にある指定管理料を原則上限として、国土交通省公共工事労務単価や近年の物価上昇等を十分に考慮した上で、安全に定期運行ができる適切な指定管理料を決定し、それを当初予算に運行経費及び債務負担行為を計上しております。その後、令和5年4月1日に基本協定書を締結しました。

したがって、執行権の中で指定管理料を設定し、予算についてのみ令和5年3月議会定例会において予算の議決を頂いております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 ご答弁ありがとうございました。

議決権は議会に与えられた最大の権限であることは、先ほど申し上げたとおりでござい

ます。議員自らがこの権限を侵すようなことがあってはなりません。

町長の答弁から、指定管理において3点の議決事項があるとのことでございました。1つは公の施設の条例の設置、2つ目は指定管理者の指定、そして3点目として債務負担行為を含めた予算を決めること、そういうご答弁でございました。

令和5年度につきましては、現在執行中ですから、質問しても適正と言えます。しかしながら、同僚議員の質問は、今議会の質問からですが、令和3年から4年までの家賃の内訳、令和元年と2年の賃借料の内訳、令和3年度の減価償却費の内訳であります。もう1人の同僚議員は、令和3年度の総務課長の答弁について追及をしております。私は、彼らが何を考えているのか理解ができません。

町長は、第98条の検査及び監査の請求権、これを行使すべきだと申されましたが、私は今さらながらという気がしております。それはなぜなのか。議会には、議決権のほかにもう1つ大きな権限がございます。それは毎年9月議会に行われている決算認定であります。前年度に執行された全ての案件に対して、適正に処理されたか否かを決定する議会であります。

仁淀川町議会は、令和元年度から令和4年度まで、全て適正に執行されたと決算を認めております。しかも、令和元年度から令和3年度までは議員全員賛成、満場一致で決算を認めているんです。議員自らが認めておきながら、令和元年と2年の賃借料、令和3年度の減価償却費、令和3年度の総務課長の答弁からとなっておりますが、このような質問が果たして適正と言えるのかどうか、私には理解ができません。

令和5年度の決算認定は本年9月議会ですが、令和4年度まで町民バス、スクールバス運行は仁淀川マネジメントとの契約を認め、全て適正に執行されている。議会が認定した案件を1年以上も質問を続けるということは、私は議員自らが議会の権限を侵害している、このように思えてなりません。

私もここまで言いたくはございませんでした。だから、1年間黙って聞いておりましたが、町民の中には彼らの言うことが正しい、このように思っている方もいるでしょうから、この場を借りて申し上げておきます。指定管理制度における指定管理者仁淀川マネジメントサービスの運営は、全て適正に行われております。その根拠は、仁淀川町の将来を決める最終意思決定機関である議会が適正であると認めているからであります。

今後、指定管理における質問がございましたら、議会の認定を受けている、町長、このようにお答えください。その他は答える必要はございません。町長、総務課長、個々に質

間はございませんが、私が今申し上げたことをどのように感じられましたか。私が言うことが間違っていれば、ちょっとおかしいよと、そのような指摘をお願いいたします。

以上で再質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 若藤議員の再質問にお答えいたします。

議会の認定を受けている案件についてまた質問を受けるというのは、決算認定も受けているので、正しいとされているものに質問を受けるのは、本当に度重なる質問ということもあって、本当にこれはしんどい思いがあります。また、すべきことじゃないんじゃないかと考えております。

それが上の決算認定と思いますので、今後認定されたものについての質問は避けていただきたいと考えております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

先ほど若藤議員が言われるとおりで感じております。

また、昨年5月に総務教育民生常任委員会の委員長報告でも、特段問題ないというような報告も受けておりますので、執行部としても同じ共通認識を持っております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 再々質問をさせていただきます。

先日ですが、2か月ほど前でしょうか、私の家のポストに、この納得いかんというビラが投函をされておりました。私の家と知って投函したのであれば、私の感想を求めているかもしれませんので、この場を借りて申し上げます。

まず、町民バス、スクールバスの指定管理業務は全て町民の税金であると書かれておりますが、当然であります。特別会計を含め、約100億円の年間予算、全てが税金であります。町民バス、スクールバスだけに税金が使われているわけではありません。

次に、1企業が15年間行っていると書かれておりますが、これも当然であります。国土交通省より、業者導入に関するガイドラインが発出されております。その第1、導入に関しては乗客・住民の安全を考慮せよとなっており、そのためには実績を評価せよとなっております。マネジメントサービスは、10名の運転手のうち、9名が5年間無事故無違反のゴールドドライバー、しかも280万km、地球を70周し、重大事故・人身事故がありません。

仁淀川マネジメントサービスを指定管理業者に選ぶのは当然であります。

先ほど岡田議員の質問のときに、次回から一般競争入札云々の話がございましたが、そういうことは決してありません。なぜならば、国土交通省の許可が得られません。しかし、先ほど申しました実績は、一昨年12月議会での評価であります。

そのほか、この納得いかんというビラの中には、「交際費、旅費、交通費、保険料、はたまた役員報酬、交際費、ゴルフ会員権、福利厚生費、タイヤ100本、財産目録、すごい在庫本数だと思いませんか」、このようなことが書かれておりますが、これらは全て相手方の裁量の範囲内です。15年間事業を行い、その収入で何を買うが買うまいが業者の裁量。問題となることは1つありません。

それよりも私が我慢できないのは、「執行部3名、議員6名、マネジメントサービス社長・専務、癒着と思われる」と書かれておりますが、これは完全な名誉毀損でございます。癒着とはよからぬことをたくらみ、裏でつながっていることを言います。このビラを作成し、発行した議員は以前、準備ができた、訴訟の用意もできている、自分が間違っていたら議員を辞めると公言をしております。私も執行部や業者と癒着があれば、議員を辞めます。お待ちしておりますので、訴訟を起こしてください。

そして、町長、私はあなたが町長就任以来2年半の間、個人的に会ったことは一度もないし、個人的な会話をしたこともございません。たばこを吸うときにちょっと話をするだけ。業者や議員と癒着していると言われ、どのように感じておられますか。また、今後どのように対応されますか。町民は非常に注目をしております。お答えください。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 執行部。古味町長。

○町長 若藤議員の再々質問にお答えします。

業者と癒着と書かれておりますが、癒着とは、先ほども若藤議員が言いましたが、好ましくない状態で強く結びついていることとされております。何を根拠に癒着と言うのか、全く身に覚えのないことで大変迷惑をしております。どういうことがあったので癒着と言われているのか、そこら辺を詳しく聞きたいような気持ちでございますが、どのようなことで癒着と言われているのか、全く身に覚えがございません。

以上です。

○議長 以上で若藤敏久君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。2時15分まで休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第7号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 1月1日に能登半島の地震でかなり大きな被害が出ております。亡くなられた方のご冥福をお祈りしますとともに、今復旧復興のために頑張っている被災された方にもお見舞いを申し上げます。

通告7号で議席番号2番の日本共産党、藤堂です。今から一般質問をお願いしたいと思います。

まず、鳥獣対策について伺いいたします。

新年度から、県の機構改革で、鳥獣対策部、これから鳥獣対策室に格下げになりまして、人数も減らされております。中山間地対策が減少するのではないかとちょっと心配なんです。それが、この関係で知事は、鳥獣対策ではJAなどを含め、現場あるいは県の出先機関に頑張っていてというふうに期待しているというふうに続けておりますけども、この県の出先機関というのは一体どこを指しているのでしょうか。それをまず教えてくださいたいと思います。

そして、本町の狩猟免許取得者は、私の知っている範囲では135人とされております。去年の捕獲数では、イノシシは310頭、前年比より、前年は200頭ですから100頭多いです。鹿は53頭です。前年は46頭ですから、7頭。猿は50匹ということで、前年25ですから2倍というのが本町の猟友会の集計の数字でございます。それ以外に、鳥類や小動物は700匹ほどの報告を受けております。

猟友会のメンバーの多くは、地域の鳥獣被害の解決に取り組んでおります。被害の大きさは、イノシシ、鹿、猿という順番だろうというふうに思います。そんな中でやはり最近耳にすることは、鹿が最近非常に増えているという状況です。鹿は昼夜を問わず行動します。イノシシは、昼間はあまり動かずに夜間に行動する動物です。そのために、昼間も夜間も動く鹿の動きにおびえて、私の周辺では最近あまりシシが動いてないというふうな状況も見受けられますけども、そんな中で、毎年4月から11月15日までの夏の間、有害駆除の期間がございまして、この間に狩猟免許を持って許可を受けている人は、有害駆除のほうに報奨金が出るということで頑張っておりますが、去年は138頭のイノシシ、そして鹿

は53頭、猿は17匹というのが集計有害駆除として申請されておりまして、これにはやはり報奨金が出ております。報償金は、イノシシにつきまして1万7,000円、1匹について、成獣ですけども、そして県からの補助は7,000円です。そして、鹿につきましては2万7,000円の報奨金がついています。県からの補助は7,000円。そして猿、猿はやはり非常に捕るのは難しいですが、3万円の報奨金がついています。これに対して県からの補助は8,000円ということで、やはり県からの補助をもうちょっと引き上げてほしいと。そうしたら報奨金ももうちょっと増えるのではないかとというのが、猟友会の我々のメンバーの中でも言われております。

自治体ごとの広さとか、あるいは狩猟免許証の数とか年齢とかによって、条件的な違いはありますけども、隣のいの町では、本町と比べればイノシシは3倍、鹿は5倍、猿は4.5倍、非常にいの町は捕獲数が多いです。また、もうちょっと離れて四万十市とか中土佐町、梶原町、津野町、四万十町、黒潮町、この中西部、中部と西部の高知県で言いますと地域では、この捕獲数はイノシシで何と7,000頭です。そして、鹿は3,600頭、そして猿は少なくても150匹というふうな集計が出ておりまして、イノシシは高知県全体の42%がこの地域で捕れております。そして、同じ鹿は27%がこの中西部で捕れています。猿については10%そこそこですから、この現状から見まして、イノシシとか鹿は県の中部、西部での被害の拡大が予想されます。次善の策として、年間有害鳥獣駆除を考えていただいているかなと思います。

これは、県からの補助が夏の間しか出ないとなりますと、やはり去年捕れた数を計算しますと450万ぐらいは要るかなと。県が、先ほど言いました7,000円とか8,000円の補助をくれますと、300万ぐらいでは、去年の実績で言うたら補助があればできるのではないかなと思いますし、やはりできるだけ有害被害を少なくするという事で頑張っておる猟友会のメンバーもいますので、ぜひこの辺りもご検討いただきたいと思いますと思いまして発言を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

中山間振興対策が減少するのではないかとのご質問ですが、新年度から県の機構改革につきましては、現在の鳥獣対策課は中山間地域対策課内に鳥獣対策室として組み込まれる予定となっておりますが、鳥獣対策を担う体制は確保されること、また鳥獣対策は中山間地域における重要な課題としての位置づけであることから、中山間対策と一体的な対応と

ともに、効率的かつ弾力的に鳥獣対策を推進していくことを県に確認しております。

本町としましても、高知県との連携をこれまでと同じように図りながら、鳥獣対策を進めてまいります。

次に、出先機関はどこかのご質問ですが、高知県において鳥獣対策を所管する鳥獣対策課は、直属の出先機関はございませんが、各農業振興センターなどと連携し、集落の被害対策を支援していきます。

また、県は総合的な被害対策の窓口となる鳥獣被害対策専門員をＪＡに配置しており、引き続きＪＡや市町村などの関係機関とも連絡し、鳥獣対策に取り組むとのことです。

本町としましても、鳥獣被害対策専門員をはじめ、関係機関と連携しながら鳥獣被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、有害駆除対策として年間を通してできないかのご質問でございますが、現在、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による仁淀川町内における鳥獣の捕獲許可者は148名となっております。

ご質問のございました、年間を通しての有害駆除対策につきましては、長期的な計画の下、捕獲によって当該鳥獣の生息数自体を調整する目的の年間予察捕獲計画を立てており、年間を通して捕獲することができます。ただし、イノシシに関しましては、狩猟期間となります11月15日から3月31日までの間は、有害駆除の対象とはしておりません。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○２番 今、町長からかなり細かい説明も頂いたんですけども、なかなか自治体での持ち出しという金額もばかになりませんし、大きい金額ですが、やはり県のほうに対して1頭7,000円とか8,000円とかいう数字をもうちょっと上げてもらって、負担を軽くするというふうなことは、町独自では難しいかと思いますが、そんな動きは難しいんでしょうか。

今回の猟期の間は、11月15日から猟期が始まりまして、100頭までの間は僅かに有料の狩猟期間がありました。これは県の鳥獣課と猟友会との話の中でその頭数が決まったようですけども、期間を限定して短い期間だけを対象にするような行動は、ほかの地域でもあるようには聞いております。ぜひ鳥獣の、やはり駆除のために猟友会のメンバーも頑張っておりますし、私も住んでいます地域でもタクシーの運転手の方が、あんとこの1km先で雄ジカが、角も持った鹿が道路を走りよったよというふうな情報があって、私はまだ見たことないですけども、国道まで鹿が下りてきているというふうな状況も聞きますし、

山に入って山林関係のお仕事をしている人からは、やはり鹿が木の皮をむいであちこちで広げているよというふうな話を聞きますので、鹿が増えているのは事実だと思います。何とか被害があまり大きくならないうちにとっています。

やはり私どもも家の前で時々、あれ、こんな鳴き声、聞いたことないなというのは、鳴きようも聞いたことがあります。これはやはり多分鹿の鳴き声だろうというふうにその当時は思ったんですけども、そんなことで非常に我々生活する身近なところまでそういう鳥獣の様子が伺えるというふうなこと、出ていますので、ぜひ町としても可能な限りそういう方向を考えていただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 藤堂議員の再質問にお答えいたします。

県内においては、イノシシの猟期中の報奨金を支払っている自治体は少数存在しております。しかし、被害の実態確認や予算の確保、狩猟者への理解や協力を得ながら検討していく必要があると考えますので、まずは町内各猟友会と協議させていただきたいと考えております。

それと、期間限定での駆除については、担当課より説明をお願いしたいと思います。

○議長 田代農林課長。

○田代農林課長 藤堂議員の再質問にお答えします。

期間限定の駆除であります。また猟友会とか関係機関と協議しまして、期間のほうはまた考えていきたいと思います。

それから、県の報償金のことも、駆除の一助になると思いますので働きかけはしていきたいと思います。

以上です。

○議長 以上で1問目を終了します。

2問目に移ります。藤堂賢太郎君。

○2番 2番目の質問に移らせていただきます。

水道会計が新たに4月から導入されますけども、私ども、やはり地域のほうで生活していますと、非常に水問題が最近大変な状況になりつつあるということを感じます。本町でも、資料によりますと2,694世帯で、簡易水道、簡水、この世帯はどれぐらいかということをもまずお伺いしたいと思います。

そして、その他の世帯、簡水以外の世帯は、普通、消防というか防災用の目的の設備を水道水として活用しているというところと、直接飲料水として利用されているというところがあると思いますが、その世帯数、あまり細かい数字がありません、分かる範囲で結構ですが、かなり世帯数としてはまだまだあるのではないかなというふうに思いますので、それを教えてください。

そして、それ以外、簡水以外の対応が今後非常に大事になってくるんじゃないかなというふうに思いまして、まず質問したいと思います。

この設備を、パイプやその他、布設してからの年数もかなり長く経過しております。地域住民の高齢化と人口減が進んで、維持管理が非常に困難な地域が増えているのではないかと思います。トラブルが発生した場合には、その対応がやはり急がれます。今、能登半島辺りでも、やはり電気・水道という生活に直結した部分で、命の次に大事なのが水ではないかというふうに言われていますので、こういうところに解決のために日数がかかるといことになりますと、やはりお年寄りの多い、あるいは独り住まいの世帯では水の確保が大変になってくるということを非常に心配します。

そのためには、その世帯数がどれだけあるか分かりませんが、やはりそういう個人個人のところへの対応が必要になっているのではないかなと。あるいは、もう既にその対策が必要になっているのではないかなというふうに思います。

配管のパイプの布設図面もないのではないかなと思っているんですが、支所長に聞きますと、やはり大体の私どもの地域のほうではあるというふうに聞きましたので、また見せてもらいますけども、これはやはり土建業者が工事をした関係で、地元の人たちがそこに仕事として携わっておれば、大体聞けばここにパイプが入っているよというのは分かるんですが、ほとんど、年齢層もどんどん変わってきましたので分からないし、それから道路の下あるいは畑の中に埋まっていますので、だからどこにパイプが走っているのか分からないということが非常に混乱しております。

そして、ところどころでやはり老朽化した中で、ジョイントのところで漏れがあると、コンクリートの道路の上だと周辺に水が漏れてきているということで、その原因が分かって業者に頼んでそこを修理するということにつながっていきけるんですけども、私どものところで言いますと、高さとしては100m、距離としては1 kmぐらいの距離の間を送水管が来ますので、やはりどこで漏れているか分からないと。水圧が下がったり、あるいはエアールが来ると、その場所を特定するのに非常に時間がかかるということで混乱をしたことが

あります。

そして、あるいは場所によっては冬の間、真冬ですと寒さのためにパイプが凍りついて、中に氷が張って何日間も水が出てこないというふうなことも経験しました。業者のほうに聞きますと、やはりこれは専門の業者が工事するから費用も高いよというて、もうそこだけで引っ込んでしまったんですが、そんなことを経験しております。

そして、高齢化と少子化の進んだような地域の中で、比較的地域の住民の方々との寄りが多くて、その辺りではやはり今後の維持管理の問題について話し合われていたときに、みんなの総意として、これはもう自分たちではようやらんと。だから、これは役場に行つて、地域の担当者の方に皆さんの総意をもってお願いしてみようということで、区長が出向いたようですけども、担当者に、新規のためにはやはり相当な資金が要するという説明があつて、取りあえずは帰ってきたということでした。

こういう問題をクリアするには、やはり何らかの基準が要るんじゃないかなと。例えば、相当の世帯数、あるいはそこに住んでいる人の人口、世帯人口、こういうものがかなりいっていないとその要求は難しいでしょうし、今、この間頂いた資料でも冠水が7か所ですか、町内で。ありますが、それ以外のところはかなり、正直言って山間部ですし、小さい集落が多うございますので、やはり今の現状を維持するしかないかなと。困難になったところは、自分たちでできなければシルバーにお願いして、それで解決というふうなこともやっている地域もあるようですけども、やはり小集会が多くなっていますので、今後の見通しは非常に厳しいというふうに思いますけども、町の担当部局としてはやはりそういうところからの声があつたときに、応援策というか対応策というものを考えてもらうようにしていただけないかなと思ひまして質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員の質問にお答えします。

町内の簡易水道の給水世帯は、配水区8地区で1,541世帯となっております。

次に、消防目的の設備を水道として活用されている世帯数はとの質問ですが、消防目的の防火水槽、消火栓等につきましては、設置箇所は水利台帳などで確認できますが、その水源が水道と共用しているかどうかにつきましては把握をしておりません。

次に、維持管理について今から対策が必要でないかの質問ですが、簡易水道以外の水道につきましては、町内に65か所の飲料水供給施設があり、およそですが給水世帯が237世帯、給水人口は350人おります。また、家庭用給水施設は34か所あり、給水世帯は806世

帯、給水人口は1,240人ほどであります。

老朽化が進んでいる施設もありますが、修繕等の必要が出た場合は利用者に2割の負担を頂いて改善を行っております。また、水源地の確認や清掃作業など日常の維持管理につきましては、地区をお願いをしているところでございます。

ご質問のとおり、ほとんどの集落が人口減少と高齢化によりこれからの負担が厳しい状況となっており、これからの問題に関しては全町的に早期に何らかの対策を講じなければと考えております。1つの方策としては、地域活動交付金を活用し、維持管理を委託するなどの方法も考えられますが、他市町村の事例なども参考に解決策を見いだしていきたいと考えております。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 今、町長のほうから、地域活動交付金というものの活用で、そういう集落の状況の改善のために活用してもらえたらということのようですが、ぜひ、今まではほとんどボランティアで、我々もボランティアで水源地、あるいは途中のパイプのエア抜きとか修繕とかいうものに携わってきましたけども、やはりこういう交付金を利用させていただいて、少しでも、それで大きく改善されるわけではないですけど、やはり人手がないときにはそんなものも活用して、シルバー人材センターの方々の力も借りるというふうな形で改善できればというふうに思います。ありがとうございます。

○議長 答弁。古味町長。

○町長 藤堂議員の再質問にお答えします。

集会所の管理や水の管理、草刈りなど、地区懇談会での要望が多かったために地域活動交付金が創設されていますので、積極的に活用していただきたいと思います。

以上です。

○議長 井上町民課長。

○井上町民課長 少し補足もさせていただきます。

先ほど町長から、飲料水供給施設、それと家庭用給水施設の世帯数、施設数については説明がありましたが、それ以外に個人で引いているところも何か所かあると思います。それについては、ちょっとこちらでも把握できておりません。

それと配管図がちゃんと残っているところと、それがもう既に不明なところもありますので、その辺の台帳整備的なところも併せて進めていかなければいけないと思っています。いずれにせよ、早期にそういうところは着手したいと考えております。

以上です。

○議長 以上で藤堂賢太郎の質問を終了いたします。

通告第8号、議席番号4番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○4番 通告8号、議席番号4番、藤崎源彦でございます。

人口減少対策については、私も今、今日はもう3人目になるんですけども、県下全市町村が抱える最重要課題でございます。議員になっていろんな会合とか集会とかに参加しても、やっぱりこれに関する話が非常に多いということも思います。講演会などでは成功例というのを述べることはよくありますけども、これは各地事情が違うわけですから、それがどこでも通用するわけではなく、各地域の事情に応じた対策というのは、それはその地域で取り組まなければならんというのは当然のことでございます。

これまでの踏襲では人口問題は解決しないということで、最近の話で言いますと、小中学校の統廃合の意見交換会、私は4会場に行きましたけども、その参加者の中から、小学校の数が減る、小学生の数が減るので学校を減す、中学生も含めてですけど、子供が減るので学校を統合するという言い方をしていますけども、町は人を増やす、そういう対策を取っているのかという、具体的な対策が示されていないのではないかという意見がございました。

これまで空き家対策とか住宅の問題で検討されているということではありますが、例えば新規の企業を誘致するというような雇用創出とか、それから防災対策、人が減ることによって防災対策もいろいろと問題点が出てきていますが、それと少人数化した集落への支援といったこと、もうこういった感じで人が減ることで問題点は多数あります。町民の将来への不安解消を含めて、具体的な対策を示してはどうかということでお答えをお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

まず、雇用の創出は当然重要であります。現時点では新たな企業誘致には至っておりません。先ほど竹本議員の一般質問にも申しましたが、林業研修制度を継続した林業従事者増加や稼げる地域観光への転換、農業における6次産業化の推進を引き続き図ってまいります。

少人数化した集落への支援については、今年度、新たに仁淀川町地域活動交付金要綱を制定して、地域長を置いておいていただいた地域から順次活用していただいております。

また、防災面については、行政報告でも一部触れましたが、能登半島地震を教訓に、自分の命は自分で守るという自助に力を入れていきたいと考えております。

そして、町民の皆様からは、生活が厳しい、集落の維持が難しくなってきたなどの意見を頂いておりますので、それらの課題を1つずつ解決しながら、町民が安心して生活できるということを最重視し、職員一丸となって町民生活を守っていききたいと考えております。
○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 先ほど藤崎議員から、小中学校の再編について住民に説明しに行った折に、小学校の人数が減るから統合するという言い方をされましたけども、そういったマイナスイメージだけで統合するものではありませんので、まずはそのことだけは弁明といいますか、報告しておかないといけないと思ひまして答弁をさせていただきました。

確かに人数が減ってきます。それで、複式にもなります。段階的に今、学校再編検討委員会の結果も出ていますけども、段階的に長者と別府を統合という話も出ていますが、それでも複式にはなるんですが、私たちが求めているのは学校再編検討委員会の結果を受けて、それを尊重して、私たちも、統合した結果、1学年が20人前後の学級数になります。そうした場合、ちょうど人数ぐらいになる。35人とか40人学級とか言いますが、ちょうど人数ではないかと思っていますし、そうした場合に私たちが求めているのは、町外からも人を呼び込みたい。もうそういった思いで、もうこれは最後のチャンスだと捉えて、今学校再編に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長 藤崎源彦君。

○4番 再質問をさせていただきます。

先ほど言いました参加者の意見というのは、あくまでも参加者の個人的な意見で、それを間に受けて正しいことかというわけではございませんので。

それと、今までの人口減少のお話の回答の中で、森林資源を活用することと、それからまた観光にもっと力をとという話がございました。私も、観光面で言いますと、金子直吉翁をたたえる会という、立ち上げたときには、やっぱり交流人口を増やすためにはどうしたらいいかということで、町の魅力あるものを掘り起こして、それを宣伝して交流ということにつなげようという思いもございました。

それと、町外の地域と連携して、何かあったときにはお互い立ち寄ってこういう対策を講じるというような体制、これも1つの、交流人口ともつながりますけども、そういうこ

とも話合いをしました。

それと、雇用の創出というところにちょっと絞って言いますと、私、町長ももうすぐ3年ということになるんですけども、ホームページの挨拶とかいろいろ話を聞いてきた中で、雇用を増やすという話がちょっと物足りないのかなという思いがずっとありまして、この雇用創出というところで、具体的に対策を、今あれば述べてほしいというふうに思っております。

それで、人口を増やすということが難しいことは、それは私も承知していますが、ただ成り行きに任せて、もう仕方がないというような消極的な姿勢で今後臨むと非常にまずい結果を生むことになるので、その点を申し上げておきます。

以上です。

○議長 執行部、答弁。町長、答弁。

○町長 藤崎議員の再質問にお答えします。

林業関係での雇用は増えております。そして、新たなアクティビティー事業の動きもあり、既にあるアクティビティー事業でもそうなんです、そういったところでも雇用につながっておりますので、今後の新たなアクティビティー事業で雇用もつなげていきたいと考えております。

とにかく仁淀川町は林業が、山が非常に多いですので、林業関係での雇用の増、そして観光での新たな動き等もございますので、そういったところで雇用につなげていきたいと考えております。

○議長 藤崎源彦君。

○4番 あと1点だけ、雇用の関係で、林業とその他の話が出ましたが、お茶。お茶をこれからどういうふうに官と民が手を取り合って進めていくかということの考えをお願いします。

○議長 田代農林課長。

○田代農林課長 藤崎議員の再々質問にお答えします。

民間との協力ということですけど、今、企画とも連携しておりますけれど、地域おこし協力隊を活用した、茶業プラスアルファという形でお茶をしながら生計を立てていくとか、その他、茶業をしているところを、有機農業とかそういうことができないのか、そういうところも検討していきながら、また販路も拡大をできないか検討しつつ進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 以上で1問目を終了します。

2問目に移りたいと思います。藤崎源彦君。

○4番 質問事項は行政・心配ごと相談についてというふうに題しましたが、質問は行政相談になります。

国の総務省が実施している行政相談についてでございますが、定期的に相談所を開設して、行政相談委員が町民からの苦情や相談を受け付けています。また、総務省行政相談センターきくみみでは、電話、インターネットの受付を行っています。

そこで質問については、行政相談委員と、それと町との関係、これが少し私は理解してないので、その関係性、行政相談委員から町に対してどういう話があるとか、そういったところを明確に教えていただきたいというのがあります。

それとまた、それにどのような質問が多く寄せられ、町が対応しているか。個人情報とか、そういうこともございますので、公表できることできないことがあるのは承知しておりますが、これが行政面で何か生かされているということであれば、それについてもお答え願いたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えします。

行政相談は、令和4年度で29件の相談があり、令和5年度は昨年12月末までで22件の相談がありました。

相談内容については、相談者の個人情報保護の観点から、具体的な内容は差し控えさせていただきますが、相続であったり社会福祉関係、租税関係など、多岐にわたっております。

次に、心配事相談でございますが、令和4年度44件、令和5年度は現在まで29件の相談が寄せられております。

相談内容の詳細は、行政相談同様差し控えさせていただきますが、土地の問題であったり、介護などの多岐にわたっております。いずれも必要な関係機関へつないでおります。

また、どちらも町の業務に関係するものについては、それぞれの部署で対応しているところであります。

以上です。

○議長 藤崎源彦君。

○4番 質問、繰り返しになりますけども、さっき言った行政相談の相談員と、それと町とはどういう連絡の取り合いというか、そういう交渉というか、そういうことをしているかというのをもう少し分かりやすく説明していただければと思います。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

現在、行政相談委員は町内で3地区3名の方をお願いをしております。この方たちは総務省の委嘱を受けてやっているわけなんですけれども、また、それと併せて行政相談センターの方ともやり取りを町はしております、いついつ開催するので会場を確保してもらいたいとか、そういった話があります。

そして、相談内容について、先ほど町長も申しましたが、行政に関係する部分につきましては、例えば私は吾川地区のことはちょっと分からないんですけれども、担当者が大崎の地域集会所でやっておりますので、そこへ出向くであったり、相談する部署を教えてその窓口へ行ってもらって相談してもらうということでございます。

また、民事の関係につきましても多数ございますので、例えば法テラスの連絡先を教える等の対応をとらせていただいております。

以上です。

○議長 以上で藤崎源彦君の質問を終了いたします。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日の日程は終了しました。これにて散会いたします。

明日、4日目最終日は10時からとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。
皆様、お疲れさまでした。

午後 3時00分 散会